



福岡医発第 2564 号 (地)

令和 6 年 1 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力について (再依頼)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、旧優生保護法一時金に係る周知広報につきましては、令和 5 年 1 月 4 日付福岡医発第 2744 号 (地) 文書にてご連絡したところです。

今般、旧優生保護法一時金の請求期限が令和 6 年 4 月 23 日と迫っていることから、こども家庭庁並びに厚生労働省より、日本医師会を通じて再度周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

■特設ホームページ

令和 5 年 4 月 1 日に厚生労働省子ども家庭局がこども家庭庁に移管されたことに伴い、特設ホームページが更新されました。

URL : <https://www.cfa.go.jp/kyuuyuuseiichijikin/>

■新聞広告

新聞広告 (全国紙) による周知広報が令和 6 年 1 月～2 月に実施される予定です。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

日医発第 1720 号(健Ⅱ)

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

濱 口 欣 也

(公印省略)

旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力について（再依頼）

旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力につきましては、令和 5 年 8 月 1 日付日医発第 816 号(健Ⅱ)にて貴会宛ご連絡申し上げております。

今般、旧優生保護法一時金の請求期限が令和 6 年 4 月 2 3 日と迫っていることから、こども家庭庁及び厚生労働省の連名にて、本一時金に係る周知広報への協力について、再度、本会に対して事務連絡がまいりましたのでご連絡申し上げます。

こども家庭庁における周知広報につきましては、以下のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

■特設ホームページ

本年 4 月 1 日に厚生労働省子ども家庭局がこども家庭庁へ移管されたことに伴う特設ホームページを更新しました。

URL : <https://www.cfa.go.jp/kyuuyuuseiichijikin/>

■新聞広告

新聞広告（全国紙）による周知広報を令和 6 年 1 ～ 2 月に実施する予定です。

■本件連絡先

こども家庭庁成育局母子保健課 担当：中森、鵜飼

TEL：03-6862-0565

事 務 連 絡
令和5年12月26日

各関係団体 御中
(別添参照)

こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力について（再依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）」に基づく一時金に関して、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）」（平成31年4月24日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長等通知等）により、一時金に係る協力依頼をさせていただいているところです。

本一時金の請求期限が令和6年4月23日と迫っていることから、効果的な周知広報を行っていくため、引き続き、貴会におかれましても、会員関係機関等でのリーフレットの配布等、制度の周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、こども家庭庁における周知広報につきましては、以下のとおりですのでお知らせいたします。

<特設ホームページ>

本年4月1日に厚生労働省子ども家庭局がこども家庭庁へ移管されたことに伴う特設ホームページを更新しました。（以下のURL参照。本年7月27日付け事務連絡に添付したポスター・リーフレットに印字された2次元コードからも閲覧できます。）

URL：<https://www.cfa.go.jp/kyuuyuuseiichikin/>

<新聞広告>

新聞広告（全国紙）による周知広報を令和6年1～2月に実施する予定です。

また、都道府県からリーフレットの配布等周知広報について協力依頼があった場合にも、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

<本件連絡先> こども家庭庁成育局母子保健課 中森、鶴飼
TEL：03-6862-0565

別 添

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本産婦人科医会
公益社団法人日本精神神経科診療所協会
一般社団法人日本泌尿器科学会
公益社団法人日本産科婦人科学会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神神経学会

社会福祉法人全国身体障害者施設協議会
公益財団法人日本知的障害者福祉協会
公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
全国肢体不自由児施設運営協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国救護施設協議会

全国手をつなぐ育成会連合会
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
一般財団法人全日本ろうあ連盟
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
社会福祉法人全国盲ろう者協会
一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会
特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク
全国就労移行支援事業所連絡協議会
特定非営利活動法人就労継続支援 A 型事業所全国協議会
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）
特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会（あみ）
一般社団法人日本 ALS 協会
認定特定非営利活動法人 DPI 日本会議
全国自立生活センター協議会（JIL）
障害児・者相談支援事業全国連絡協議会
きょうされん
公益社団法人日本精神保健福祉士協会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会

一般社団法人サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人高齢者住宅協会
特定非営利活動法人全国盲老人福祉施設連絡協議会
一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会
公益社団法人日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会
公益社団法人全国老人保健施設協会
一般社団法人日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
一般社団法人シルバーサービス振興会
一般社団法人日本介護支援専門員協会
公益社団法人日本看護協会
公益財団法人日本訪問看護財団
一般社団法人全国訪問看護事業協会
一般社団法人全国デイ・ケア協会
一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人日本言語聴覚士協会
一般社団法人日本作業療法士協会
公益社団法人日本理学療法士協会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
公益財団法人全国老人クラブ連合会
日本在宅介護協会
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
全国介護事業者連盟
特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部
一般財団法人長寿社会開発センター
公益社団法人日本介護福祉士会
日本介護クラフトユニオン（NCCU）
認知症介護研究・研修東京センター
認知症介護研究・研修大府センター
認知症介護研究・研修仙台センター
一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）
公益社団法人認知症の人と家族の会

日本弁護士連合会